# taiyo patonaカード会員規定

### 1. (taiyo patonaカード)

- (1) taiyo patonaカード(以下「本カード」という)は、株式会社宮崎太陽銀行(以下「当行」という)と九州カード株式会社(以下「当社」という)が提携し、所定の方法で発行するカードです。
- (2)本カードは、当行の普通預金のキャッシュカードとしての機能、デビットカードとしての機能(宮崎太陽銀行キャッシュカード取扱規定、デビットカード取扱規定に定められた機能以下「宮崎太陽カード規定集」という)と当社のクレジットカードとしての機能(九州カード会員規約に定められた機能)を一体化し、双方の機能を1枚で提供するものとします。
- (3) 当行および当社は、宮崎太陽銀行カード規定集により発行されるキャッシュカードおよび九州カード会員規約、特約により発行されるクレジットカードに代えて本カードを発行し貸与するものとします。なお、当行および当社が会員として認めなかった場合は宮崎太陽銀行キャッシュカードを発行、もしくは既存のキャッシュカードを利用できるものとします。また本カードの利用申込が会員と認められる前に本カードの利用申込を取り下げた場合にも、既存のキャッシュカードを利用できるものとします。
- (4) 本カードにおけるクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」という)は、本カードが発行される普通預金口座とし、それ以外の口座を決済口座に指定できないものとします。

# 2. (会員)

- (1) 本規定ならびに普通預金規定、総合口座取引規定、宮崎太陽銀行カード規定集および九州カード会員規約、特約を承認のうえ、当行および当社に利用を申し込み、当行と当社が適格と認めた方を本会員とします。
- (2) 本会員が指定した家族で、当行と当社が適格と認めた方1名を限度として家族会員とします。なお本規定では、本会員と家族会員の両者を会員といいます。

### 3. (カードの発行および交付)

- (1) 本カードの作成は、当行または当社、あるいは当行または当社が指定する第三者に委託して行う ものとします。また、本カードの交付についても当行または当社が指定する委託先から、本会員 が当行に届け出た自宅住所あて郵送するものとします。
- (2) 本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行および当社で所定の期間のみ保管します。この場合、当行および当社にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該本カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は、あらためて本カードのお申し込みが必要となります。この場合、新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

#### 4. (カードの貸与)

- (1) 本カードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、会員に貸与されるものとします。
- (2) 当行および当社は会員1名に1枚の本カードを貸与します。本カードには VISA カードの機能

を有するゴールドカード、クラシックカードの種別があります。

- (3) 本会員と家族会員に貸与される本カードは、同一種別、同一色デザインとします。
- (4) 会員は本カードを貸与されたときは、直ちに当該カード裏面署名欄に自署するものとします。 (カードに署名欄がある場合に限る)
- (5) 本カードは、本カード券面に表示された会員本人以外使用できません。また会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理するものとします。
- (6) 会員は他人に本カードを貸与、譲渡および質入れする等本カードの占有を第三者に移転させる こと、または本カード情報を使用させることは一切できません。

### 5. (本カードの取扱い)

- (1) 会員は利用可能な機器において本カードを利用する場合は、キャッシュカード機能等とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
- (2) 会員が本カードのデビットカードとしての機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる 加盟店において本カードを利用する場合には、本カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。
- (3) 前記1および2において、会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、 会員が負担するものとし、また会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免 れないものとします。

#### 6. (サービスの範囲)

会員は本カードを利用して次のサービスを受けることができます。

- ① 当行、および当行が提携した金融機関の現金自動支払機または現金自動預入支払機による指定 口座からの払戻し、および指定口座への預入れ、および振込み。
- ② 国内のデビットカード機能を使用できる加盟店での利用。
- ③ 九州カード会員規約の定めによるクレジットカード機能サービスの利用。

### 7. (特典および付帯サービス)

- (1) 当行は会員に対し当行の定めた特典を付与します。特典の内容については、店頭に備え置きのパンフレットおよび当行ホームページ等に記載します。
- (2) 会員は当行の提供する特典・サービスを受ける場合は、当行の所定の方法に従うものとします。
- (3) 当行は会員に事前に通知することなく、特典・サービスの内容を変更または中止する場合があります。

#### 8. (暗証番号等)

- (1) 会員は本カードの申込時に、当行および当社に対しキャッシュカードサービスの暗証番号およびクレジットカードサービスの暗証番号をそれぞれ届出るものとします。ただし、クレジットカードサービスの暗証番号について会員からの申出がない場合、または当社が定める指定禁止番号で申出た場合は、当社所定の方法により登録します。
- (2) 会員は、暗証番号について生年月日、電話番号、住所等他人から推測されやすい番号の登録は 避け、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (3) 会員は当行および当社所定の方法によりおのおの暗証番号を変更することができるものとします。ただし、暗証番号の変更に伴い新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを

利用できなくなることに伴う不利益、損害等 については当行および当社は一切責任を負わない ものとします。

### 9. (クレジットカード機能の利用停止等と返却)

- (1) 当行が、当行預金規定集(各取引に共通する規定第6条2項ないし5項)に該当して預金口座を解約した場合、その他会員が本規定または九州カード会員規約(九州カード会員規約第22条に該当)に違反した場合、当行または当社は、何らの通知、催告を要せずしてキャッシュカード機能とクレジット機能の利用停止または利用資格を取り消す(以下「利用停止等」という)ことができるものとします。
- (2) 当行または当社が前項によりキャッシュカード機能等とクレジットカード機能の利用停止等を 行った場合には、利用者は本カードをただちに当行および当社の指示する方法に従い、当行ま たは当社に返却するものとします。
  - なお、当行はキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、 宮崎太陽銀行キャッシュカードを発行し貸与するものとします。ただし、当行預金規定集(各 取引に共通する規定第6条2項ないし5項)に該当して預金口座を解約した場合は除きます。
- (3) 前項の場合、新たに宮崎太陽銀行キャッシュカードが交付されるまでの間、会員が本カードを 利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は責任を負わないも のとします。
- (4) 利用停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等をすることなく、当行 および提携行または当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。

#### 10. (カードの紛失・盗難等)

九州カード会員規約第12条(紛失・盗難、偽造)、宮崎太陽銀行キャッシュカード規定第13条によるほか、以下により取扱うものとします。

- ① 会員は本カードが紛失・盗難・詐欺・横領・偽造等(以下まとめて「紛失盗難・偽造」という) にあった場合、速やかにその旨を当行および当社に電話等により通知し、当行所定の書面で当行に届出を行うとともに、最寄警察署に届出を行うものとします。
- ② 紛失盗難・偽造の通知を当行が受けた場合は、当行はキャッシュカード機能等を停止するものとします。また紛失盗難・偽造の通知を当社が受けた場合は、当社はクレジットカード機能を停止するものとします。
- ③ 紛失盗難・偽造の通知が当行にあった場合は当社のクレジットカード機能を、当社にあった場合は当行のキャッシュカード機能等を、それぞれ停止することができるものとします。
- ④ 紛失盗難・偽造により生じた損害の処理については、当行および当社所定の方法により取り扱うものとします。ただし、紛失・盗難に関し、故意もしくはは重大な過失により、本条①の各通知および届出を行わなかった場合は当行および当社はてん補の責を負いません。
- ⑤ 会員は、紛失した本カードが発見された場合には、当行所定の方法で、発見届けを提出するものとします。ただし、発見届けにより利用が可能となる機能は、キャッシュカード機能等のみとなり、クレジット機能を可能とする為に、必ず再発行の手続きを行うものとします。また、再発行により本カードが交付されるまでの間に、クレジット機能を利用できなくなるこ

とに伴う不利益、損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

#### 11. (届出事項の変更)

- (1)会員は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いっさいの届出事項について変更があった場合には、 遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。 また会員が届出た変更事項は当行 から当社に連絡することができるものとします。
- (2) 決済口座の変更はできないものとします。
- (3) 暗証番号変更等で新たに本カードを交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

### 12. (本カードの有効期限)

- (1) 本カードにはキャッシュカードサービスとクレジットカードサービスに共通の有効期限があります。有効期限経過後、本カードによるキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスの利用ができなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
- (2) 有効期限到来時には新しい更新カードを本会員が当行に届け出た自宅住所あてに郵送するものとします。当行および当社がクレジットカード機能の引き続きの利用を認めない場合は、宮崎太陽銀行キャッシュカードを送付するものとします。

#### 13. (種別変更等)

- (1) 会員は本カードの種別変更等を申し込む場合には、当行および当社に所定の書面を提出するものとします。
- (2) 種別変更等で新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなること に伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

### 14. (本カードの機能分離等)

会員は本カードについて次のことを行う場合には、当行および当社に所定の書面により申し込みまたは 届出を行うものとします。

- ① 本カードのキャッシュカード機能等とクレジットカード機能を分離しキャッシュカード機能等が利用できる当行所定のカードと、九州カード発行のクレジットカードを希望する場合。
- ② クレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカード機能等が利用できるカードを希望する場合。

### 15. (再発行手数料)

当行が本カードを再発行する場合、本会員は当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

# 16. (規定の適用)

本規定に定めがない場合には、本カードのキャッシュカード機能等については普通預金規定、総合口座 取引規定および宮崎太陽銀行カード規定集を、クレジットカード機能については、九州カード会員規約、 特約をそれぞれ適用するものとします。

# 17. (本規定の変更等)

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。
- ① 当行が変更内容を当行の店頭表示にて公表すること。または、当行および当社がホームページ

掲載その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める 1 ヶ月 以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

- ② 変更内容を当行または当社から通知すること、もしくは新規定を送付すること。 この場合、その変更内容は、変更内容を当行または当社から通知した後、もしくは新規定を送付した後に本カードを利用したときに会員が承認したものとみなし、その変更内容は通知後の本カード利用日から適用されるものとします。
- (2) 本規定の変更等を前項の1号および2号双方により行う場合、その変更内容は、1ヶ月以上の相当期間経過日または通知後の本カード利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。

# 個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約

(宮崎太陽銀行と九州カードとの個人情報の相互提供についての同意事項)

1. (宮崎太陽銀行から九州カードに提供する個人情報)

会員は、株式会社宮崎太陽銀行(以下「当行」という)が保護措置を講じた上で、会員の下記個人情報を九州カード株式会社(以下「当社」という)に提供し、当社が下記の目的で利用することに同意します。

#### 【利用目的】

- (1) 当行および当社が提携して行う taiyo patona カードの円滑な発行および、サービスの提供のため
- (2)「個人情報の取扱いに関する同意条項」記載の本規約(本申込を含む。)を含む当社との取引の 与信判断および与信後の管理並びに付帯サービスの提供のため
- (3) 当社のクレジットカード関連事業 (キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ) における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのため
- (4) 当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発のため
- (5) 当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動のため
- (6) 当社のクレジットカード加盟店等の営業活動に関する宣伝物・印刷物の送付のため
- (7) 当行の銀行業務に関する宣伝物・印刷物の送付のため

### 【情報の範囲】

- (1)氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、会員規約等もしくは会員と当行との契約等に基づき、当行に届出のあった情報または会員が当行に提出する書類等に記載されている情報
- (2) 当行における会員の会員資格およびこれに関する情報
- (3) 当行における預金残高情報、借入金の残高情報・返済状況等、申込人の当行における取引情報 (過去のものを含む)
- (4) taiyo patona カードに関する紛失・盗難・偽造等の情報上記【利用目的】(3)(4)(5)(6)(7)の目的で当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申し出ることができます。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同

封されるご案内等の送付を除きます。中止の申し出は、「個人情報の取扱いに関する同意条項」 第10条1項記載の連絡先に行うものとします。

2. (当社から当行に提供する個人情報)

会員は、当社が保護措置を講じた上で、会員の下記個人情報を当行に提供し、当行が下記の目的で利用することに同意します。

#### 【利用目的】

- (1) 当行および当社が提携して行う taiyo patona カードの円滑な発行およびサービスの提供のため
- (2) 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- (3) 融資のお申込や継続的なご利用に際しての判断のため
- (4) 市場調査、並びにデータ分析やアンケート等の実施による銀行の商品・サービスの研究・開発 を行うため
- (5) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (6) 関連会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- (7) taiyo patona カードのお取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (8) その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (9) 当行のポイントサービスの提供のため

#### 【情報の範囲】

- (1) 九州カード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報もしくは会員が当社に提出する書類等に記載されている情報
- (2) 本カードの申込により発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限 期限
- (3) taiyo patona カードに関する紛失・盗難・偽造等の情報
- (4) カード会員番号が無効となった事実(ただし、その理由は除く)
- (5) カード会員資格の喪失(ただし、その理由は除く)
- (6) 本カード申込に対する審査の結果(ただし、その理由は除く)
- (7)会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、ご利用店名、商品名等のご利用状況、 契約内容に関する情報

以上